

第4期 国分寺市公民館運営審議会 第4回定例会

日 時 令和4年1月24日（月）午後2時～午後4時

場 所 本多公民館講座室

出席者

■委 員 田中委員長・田中副委員長・坂本委員・新井委員・菅本委員・鈴木委員・萩原委員・戸澤委員・諏訪委員・牛田委員・笹井委員

■職 員 一ノ瀬教育部長・本多公民館課長兼本多公民館長・加藤恋ヶ窪公民館長・勝山光公民館長・久保もとまち公民館長・本望並木公民館長

事務局：お時間になりまして、ご連絡のない方、委員に今連絡をしておりますが、始めさせていただきますてもよろしいでしょうか。本日は委員12人の中で、10人の出席予定なのですが、2人まだ到着されていないので、今ご連絡差し上げているところです。委員の人数過半数の出席となりますので、本日の会は成立いたします。よろしくお願いいたします。まず冒頭に今日、教育部長が出席していただいておりますので、ご挨拶をお願いします。

教育部長：皆様、こんにちは。この時期ですけれども明けましておめでとうございます。このメンバーの個々にはいろいろご挨拶をさせていただいているのですけれども、この場でご挨拶させていただきますのは初めてでございます。教育部長の一ノ瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まさに今は本当にオミクロン株の話しかないのですけれども、学校でもかなり感染が進んできて、なかなか濃厚接触者の疫学調査ができない状況になっております。では濃厚接触者は何かといったら、今の基準だと、1メートル以内でマスクを外して15分以上話したときに濃厚接触者になるのですけれども、もうオミクロン株の中で、マスクなしで会話すれば、もうほとんど感染するよというような状況で、そんな基準もどうなのかなと思っています。学校もそうですし、施設の担当には本当に1メートル以内でマスクなしでの接触、会話はできるだけないように利用者の方にもぜひそれをお願いしてくださいとお伝えしているところでございます。そんな中で市の職員も感染とか濃厚接触になって、今後どこの企業もそうなのですけれども、BCPという事業の継続計画というのがあるのですけれども、それに基づいて今の体制の2分の1になったり、3分の1になったりしても事業が継続できるように、そんな体制、業務の優先順位をつけて、そうやって業務を何とか維持していくことを考えなければならない、そんなときに来ているところでございます。皆様方にもいろいろご迷惑をおかけしたり、ご協力をお願いしたりすることもあると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。施設のほうは本当に皆様方が自ら自主的に人数を控えていただいたり、あるいは利用を控えていただくことで、第5段階まではこちらのほうで人数制限をした

り、時間制限をして本当にご迷惑をおかけしたのですけれども、今回はもう皆様方にお任せして、そういうことは一切せずに、ただ館内の飲食だけは、それだけは控えていただくということで今、対応しているところでございます。今日は諮問のお話もあると思います。何とかこの公民館が多くの方に利用していただけるような、そんなことを皆様にお知恵をお借りしながら、ご議論していただきたいと思います。また、祝日開館についても前回お話をさせていただいておりますので、そちらのほうもご議論をぜひよろしくお願いしたいと思います。今日は最後までどうぞよろしくお願いいたします。

田中委員長：どうもありがとうございました。それではただいまより第4回国分寺市公民館運営審議会を開催いたします。今、部長さんからもお話ありましたが、コロナ禍の中、皆様にはお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今日はいよいよ諮問文が出されます。5館の館長さんで諮問文を出して、しっかりこれから我々でご議論していきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

1 連絡事項

(1) 配布資料確認

田中委員長：それでは、初めに1の連絡事項からいきますが、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは本日の配付物から確認をお願いいたします。まず皆様のお手元の資料です。一番上でございますのが本日の次第でございます。おめくりいただきまして、第4期第3回の定例会の議事録です。次に、令和3年の教育委員会定例会第11回、第12回の報告内容です。次に、今期の諮問の案を皆様にお配りしております。その次が、公民館利用件数の推移です。裏面がコロナ禍影響調査のアンケートの回収率について。その次が、他市の公民館の開館日を調査したもの、まとめたものでございます。その裏面が今後の第4期の審議会定例会の日程表でございます。その次に、「けやきの樹」12月15日号と1月15日号を皆様にお配りしております。不足はございませんでしょうか。ご確認をお願いいたします。

(2) 第3回定例会議事録確認について

田中委員長：それでは、連絡事項の2番目になりますね。「第3回定例会議議事録確認」。では、事務局からお願いいたします。

事務局：それでは、次第の次の資料でございます。お手元に第3回の記録をお配りしております。こちらにつきまして、また後ほどお読みいただきまして、何かお気づきの点がございましたら、2月4日までに事務局までお知らせいただければと思っております。

田中委員長：ありがとうございます。それでは2月4日までということですので、特にご自身の発言の中でちょっとそれ表現がおかしいとかありましたら、どうぞよろしくお

願います。

2 報告事項

(1) 令和3年国分寺市教育委員会第11・12回定例会について

田中委員長：では続きまして、報告事項の(1)です。「令和3年国分寺市教育委員会第11回・12回定例会について」ということで、事務局に説明をお願いします。

事務局：令和3年の教育委員会定例会第11回と第12回の定例会についてご報告しました内容をご説明いたします。第11回につきましては、令和3年11月25日に開催されておりました、ここでは5番目の国分寺市教育7DAYSの報告を公民館としております。教育委員会として、11月の上旬にみんなで教育を考えようというところで、毎年教育7DAYSの期間を設けておりました、今回は並木公民館の並木芸術ギャラリーがこの期間で開催しておりましたので、ご報告させてもらっています。実際にはコロナの対策もありまして、作品の展示期間を随分長く取り、年度末まで3週間ごとに作品を入れ替えて、皆様の作品を展示しているのですけれども、この前半の教育7DAYSの期間に合わせて、第六小学校、第十小学校、第五中学校の小中学生の皆様の作品を展示させていただきたいということです。当時の様子ですけれども、ご自身の作品を保護者の方と公民館まで見に来ていただきまして、自分の作品が公民館に飾られているところをすごくうれしそうに話していただいたということです。保護者の方もお子さんの作品を見るために、来館するケースが複数見られたということがございました。公民館課としてはこの報告だけなのですけれども、以前から前回もご報告している西恋ヶ窪四丁目用地の活用について、3回ほど協議をしてまいりまして、その用地に教育施設を考え、検討しておりましたけれども、今回は教育長のほうからご報告いただきました。現状国分寺市の市役所敷地内にコロナ対策のワクチン接種会場を設置しており、そこに来ていただく市民のために駐車場スペースを確保する必要がございまして、もともとそこに駐車していました庁用車を西恋ヶ窪四丁目用地に移動して、そこを駐車場として使っております。その現状がまだこれからも続く見込みがあるということで、市長部局とも話をいたしまして、一度は教育委員会で検討しているのですけれども、この協議は一旦ここで状況を見合わせるということで保留になっております。そのことを教育長からご報告いただいております。第12回につきましては、寄附の受領についてのご報告をいたしております。こちらは光公民館で利用者の活動グループの中で、水彩画を持つ方がご自身の描かれた水彩画を、かなり大きな額縁を頂いたというところから、その額縁に合うご自身の作品を選んで、額縁を頂いた方や市民の方に見ていただきたいということで、光公民館で今、飾らせていただいております。そういった内容をご報告いたしました。以上です。

田中委員長：ありがとうございました。それではこれについて何かご質問などがありますでし

ようか。

委員：今、ご説明ありました西恋ヶ窪四丁目用地についての協議は保留ということですが、期限はいつまでというのは。

事務局：コロナの状況が落ち着くかどうかという見込みもなかなか難しいのですけれども、市の方針としましてはしばらくこの状況を見ていかななくてはいけない。駐車場の対応もしていかななくてはいけないということで、特にいつまでということではないのですけれども、今、コロナ対策の対応を重点的に最優先していくという方針になっております。

田中委員長：ほかには何かありますでしょうか。それではもし差し支えなければ、第11回の報告の7 DAYSの関係で、もしよろしければ館長さんから簡単にご報告をお願いします。

事務局：そうしましたら教育7 DAYSで報告した並木公民館芸術ギャラリーについてなのですが、概略は、例年やはり10月の下旬から11月の初旬にかけてやっていた芸術祭というのが、コロナの関係で皆さんとお諮りしたのですけれども、どのような形にしようかという話になったところ、一堂に集まってパネルの展示等をするには、やはりコロナの感染を考えたときには心配だというお声がありまして、その代わりに何かできないかなという話合いの中から、3月までの間に1回1団体あるいは個人でも構わないのですけれども、1展示を3週間として、公民館の壁とあとはウインドケースがあるので、その展示ケースの中、立体物はそちらの中ということで、ご希望者を募って出展を頂いている。今でも展示をしているわけなのですが、その一環としてこの教育7 DAYSにかかる期間は、近隣の小学校、中学校にお声がけして、作品を出していただだけませんかとお話をしたところ、快く作品の提供を頂いたと。それに関連して児童生徒の皆さんの作品を展示させていただいたということです。先ほど本多も申し上げたように、ふだんはあまり足の向かない方というか、お姿を見かけない小学生、中学生のお父さんぐらいの年齢の方も結構お時間を見て、例えば夕方とかまたは土曜日、日曜日に足を運んでいただいて、作品を見ていただいた。そういう様子が見られました。以上です。

田中委員長：ありがとうございました。そういう形でどんどんPRしていけるといいですね。それでは、12回のほうのご報告にありました額縁の件ですが、光公民館、何かありますか。反響とか。

事務局：ふだん利用されている団体、絵画のほうの団体の会長より、非常に大きな絵画がもともとあったのですけれども、それに見合った額縁を頂ける機会がありましたので、それに合わせて館内のほうに掲出できないかどうかというお話がございまして、ちょうど空きがございましたので、その部分に展示しているということでございます。ちょうどお祭りのタイミングと合いましたので、多くの方に見えていただける状況でありました。以上です。

田中委員長：ありがとうございました。

（２）新型コロナウイルス感染症対策について

田中委員長：それでは、続きまして報告事項の（２）です。「新型コロナウイルス感染症対策について」ということで、これも事務局からお願いします。

事務局：先ほど部長からも話がありましたが、１月20日にコロナ対策本部が開催されまして、その結果、公共施設内の水分補給以外の飲食は禁止となっております。また調理等の飲食を伴う活動も休止していただくということになりまして、期間は１月21日から２月13日の期間、まん延防止等重点措置の発令に伴っての期間設定となっております。また、公民館の開館時間につきましては８時半から22時はそのままでございます。人数制限と言われてはおりますけれども、定員は通常の定員に戻っておりますし、そのまま継続して、通常定員をそのまま皆様に申し込んでいただける状況となっております。以上です。

田中委員長：ありがとうございました。これについて何かご質問などがありますか。特によろしいでしょうか。それでは、報告事項は以上で終わりにします。

協議事項

（１）諮問について

田中委員長：では、今日の中心的な内容ですが、３番目の協議事項ですね。「諮問について」という内容ですが、まず事務局からご説明をお願いします。

事務局：それでは協議事項を説明させていただきます。先ほどお配りしました資料を見ていただきながらと思っておりますけれども、まずは諮問の案でございます。１枚だけになっておりますけれども、「ひととひとをつなぐ持続可能な公民館活動について（諮問）（案）」というところでございます。社会教育法の第29条で館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとするということに基づきまして、今回諮問案を皆様にお示しさせていただきます。答申時期は令和５年５月を考えておりまして、テーマは今回コロナ禍でなかなか人と人が会えない状況がありますけれども、「ひととひとをつなぐ持続可能な公民館活動について」という諮問事項で、具体的なテーマとしましては３つ挙げさせていただいております。１番目は、「幼児から若者の世代にとって身近に感じられる公民館の運営について」、２番目が、「就労、子育て等の現役世代が気軽に集える公民館運営について」、そして３番目が、「すべての世代が公民館を舞台につなぐことができる公民館運営について」ということで、今までの第１期から第３期の答申を頂いております。第３期の利用状況、どんな年代の方が多く公民館を使っていたのかというアンケートを取らせていただいたりしながら、１，２，３と、若い世代また子育て中の現役世代、そして皆さん来てもらいたいということ、全ての世代が、

公民館でいろいろな世代が会っていただいてつながっていけるような、そして発展してつながっていくような公民館運営というイメージで作らせていただいております。先ほど資料の説明ということで簡単にしてしまいましたけれども、公民館の利用件数の推移ですね。こちらにつきましてはコロナの影響が大分顕著に表れているような数字が出ております。また、他市の公民館の開館日も調査させていただいておりますけれども、こちらでも分かったことは、ほかの市の公民館関係、同じような運営をしておりまして祝日もどこも開館していることが分かりましたという資料でございます。今後このような様々な資料等がもし必要であればということで、資料を見ていただきながら皆様にご審議したいという状況です。

田中委員長：どうもありがとうございました。今、事務局のほうからご説明ありましたように、社会教育法の第29条に掲載されている法律に基づくものですね。既にご案内のとおりかと思いますが、公民館の活動は社会教育法という法律に基づいて設定され、運営されているのですけれども、その全57条の条文のうち、23条が公民館について記載されているので、社会教育のまさに中核的な施設として、法律として位置づけられたものが公民館なのですね。その29条の中に、館長の諮問に基づき調査を引き続きするというので、我々が答申を出すということが法的に規定されているということです。この詳しい説明は特にいいですか。私のほうで確認するという形で。諮問文を見ていただくと、まずとても大事なことだと私が改めて思うのは、5館の館長さんの連名というか、連合体で出していただけるということなので、5館はやっぱり独立館であり、それぞれが対等の立場で、位置づけで活動しているということが明確に表されるということで、5館の連名というのは大事なことはないかなと感じています。その5館が統一した諮問文で我々に検討をお願いしたいと言われております。ただ、それぞれの館によって特色なり、状況が違うと思いますから、それぞれの状況を踏まえながらここで全体の議論をして、また答申文がそれぞれの公民館にとって役立つような答申文になるということが必要だと思います。だから分散しているものを1回集めながらも、その結果はまたそれぞれのところに役立っていくということが重要なポイントかなと思っています。諮問文の第一段落は、これまでこういうことやってきましたということですね。こうやって眺めてみますと、第3期はコロナウイルスの問題が非常に重要だったものですから、それに絞った形になっているということですね。1期と2期はそれぞれ地域づくり、それからまちという言葉で、いわゆるまちづくり、地域づくりが比較的焦点に当たっていたところですけど、今回はそのベースになったと言っていると思います。つながりというところに焦点化するような諮問文になっています。というのが特徴かなと思います。第二段落には、多様な人たちがいて、それぞれがニーズを持っていて、自己実現を図りながらもつながりがあって、公民館活動を持続的に継承し、発展させていく。そのためには何が大事かを議論してくださいというものです。

諮問事項が（１）（２）（３）番で、（１）はそれぞれの世代があるので、世代ごとに
見て、いずれの世代にとっても身近な公民館ということが大事だということと、（２）
はそれぞれの立場の違いといたしますか、就労している方、それから子育てしている
方という現役の世代が気軽に使えるというのが公民館。（１）（２）を踏まえて、全
ての世代が公民館を舞台につながっていくと。いわば公民館で１つのコミュニティ
ができ上がっていくような、そのようなイメージで公民館活動を展開していくには
どうしたらいいかという内容かと理解しています。それでは、このような形で諮問
を頂いたのですが、私から質問してもいいでしょうか。資料をいただいていますね、
グラフの表を。白黒にすると、多分元はカラーだったのでしょうかけれども、午前午
後夜間は上から順番にいいですね。

事務局：午後、午前、夜間になってしまいます、これだと。

田中委員長：ですよね。数字を見ればいいのですよね。午前が5,000だから。

事務局：一番上が午後です。

田中委員長：一番上が午後ですね。

事務局：次が午前、夜間になります。

田中委員長：ありがとうございます。やっぱり午後が一番多いですね。一番上が午後、真ん
中が午前、一番下が夜間ということですね。ありがとうございます。行政の立場か
らいくと元号でしょうけれども、我々の立場からいくと全部西暦になっているので、
いつも翻訳しながら見ているのですけれども、R 1は2019年ですね。R 2が2020年
そういうことになりますね。コロナが2020年の3月ぐらいから増えてきている。こ
れ年度ですね。R 1は2019年度ですから2020年の3月までの期間ということですね。
そのようなことなのですけれども、今日はここでかなり議論を集中的にするとい
うことなので、今日はスタート時点でとても大事だと思いますので、何か分からない
こととか疑問点とか、あるいはこんなことを知りたいなということがもしあれば、
今日は何でも言い合っていくという日でよろしいかと思います。何かありますで
しょうか。質問でも、ご意見でも。

田中副委員長：決して諮問に対して文句を言っているわけではなくて、今コロナ禍ということで、
こういう状況下において、人と人をつなぐ持続可能な公民館活動についてという、
この状況下を踏まえた上でその活動を考えていくのと、従来みたいな健全な運営が
できている時代に考えている、運営の仕方とか、諮問に対しての答申を出していく
のか。2通りありますよね。例えばコロナ禍云々と言った場合には、では3期に
我々が答申として出したWi-Fiの設備はどうなっているのかということにつな
がってくるわけです。そういうこともなしにこの案を鵜呑みにするわけにはいかな
いので、どういうふうに考えていったらいいのかなと思っております。

事務局：皆様からWi-Fiの環境についてというお話を以前頂いていたかと思います。
このコロナ禍はいつ終わるのか、ちょっと見通しが立たない状況ではあります。

ただ、そもそも公民館というのは人が来て、人と人がつながってまた出会うという大きなテーマがございます。これからのことを考えた場合に、元に状況が戻るのか戻らないのか、やはり2通りあるかと思えますけれども、いずれにせよ、テレワークとかも仕事の仕方がこのコロナを機に変わっていくという方向性もございますので、いろいろなパターンで考えていただけるのがよろしいのかなと思っております。W i - F i については本多公民館については公衆W i - F i が入っておりますけれども、ほかの公民館ではまだ入っていない環境がございます。この機に他市の状況がもし参考にできればというところで、今後の審議の中で必要に応じて他市の状況も調査というか、研修という形でやっていけたらということは考えております。具体的にはいつに何と詳細に決めてはいないのですが、もし可能であれば近々来月辺りに、武蔵野市の事例を研修したいというのは予定しております。

田中副委員長：勉強は勉強でね、分かりますのでそれはそれでいいのだけれども、国分寺市として今、公民館に対してどうなのかなという動きは出ているのですか。逆に公民館としてぶつけているのですか、市のほうへ。設備が必要であるという内容で言っているのか、それともまだ何もしてないのか。その辺は、責めているのではないですよ。今現状を把握するためにそういうことを踏まえた上で答申をしていかないといけないので。

事務局：公衆W i - F i というのは防災を目的として、何か災害が起きたときに拠点となるということで、まずは公民館に設置されたということなのですが、W i - F i 環境云々という話を具体的に庁内では、公民館として主張しているという状況はまだないのですけれども、別の角度といいますか、モバイルルーターというのを公民館が今持っております。G I G Aスクール用にとということで用意しているものではございますけれども、学校の状況もございしますが、公民館としてもそのモバイルルーターを活用できないかというところでは、具体的に対応したいということできずと考えているところです。

田中副委員長：ほかの公民館とか市も結構そういう動きが出てきているのですよ。完全に設備をしたというところもあるし、これから予算をちゃんと取ったので、そういう方向づけをしていると。それがいいかどうかというのは私は分かりませんが、こういう最中であってやっぱり公民館活動をするためには、対面のものも必要だけれども、モバイルつきのそういったものも必要だろうと思うので、そういうものを踏まえた上でこの諮問に対する検討をしていきたいなと思っているのです。

事務局：今、副委員長のほうからお話ありましたけれども、公民館として何か市に対して言っているのかというよりは、市全体としてももちろん公民館を含めて今回答申を頂いた、第3期になりますか、頂いたことを踏まえてオンラインなのか、対面なのか、両方なのか。本当にどういうやり方がいいのかということを公民館に限らず考えているというのが実態でございます。その中でモバイルルーターの話も検討はしてい

るところでございます。今回の答申というのは3期を頂いて、それは新たな公民館活動の方向としてオンラインを活用したということの答申を頂いたと。今回はどうなのでしょう。もっと根本的にこういった世代が公民館に集うためにどうしたらいいのかということを考え、お知恵を頂きたいという、そんな答申なのかなと思って、いるのですけれども、前回の答申は答申としてしっかりこちら受け止めておりますので、それはそれでまたしっかり考えてまいります。

委員：今、田中副委員長から話が出ましたが、人と人をつながるといのは、これは対面のつながりだけではないと思うのです。公民館も何も公民館だけで活動しなくても、出前というやり方もあるわけです。人と人がつながらない、間接的にやるとしたら、どうしても今後W i - F i の問題、ネットの問題というのは常に出てくると思うのです。今、田中副委員長が心配していると思うのだけれども、必然的に出てくると思うのだよね。それはどう受け取ってくれるかなのです。当然我々が答申出せばそのとおりに動いていただけると我々は思っておりますので、出してください。この1年でそれを出していけばいいのではないかなと思うのです。前から言っていますけれども。

田中委員長：ありがとうございました。今お二人からとても大切なご意見、ご指摘いただいたとおりです。私のほうから確認なのですが、前期の答申の中の17ページですか。具体的に①②③とあって、多様なニーズ、多様な生活スタイルを持った、多種多様な人々に情報を届ける通路をいかにして開くかがこれからの公民館の大きな課題だということで、①にオンラインを活用した講座・イベントの開催などコンテンツの充実。それから②は、オンラインの本質ともいえる多元性・双方向性を活かす“企画力の育成”③にフリーW i - F i の設置・増強、モバイルW i - F i の活用などの環境の整備とあるわけです。今、部長さんからお話あったように、これを受け止めて市として、できるだけW i - F i の環境・整備を進めるべく進めていただいていると理解してよろしいですか。

事務局：当然市全体としての整合性とかもあると思いますし、予算の関係もあると思います。答申は答申としてしっかりとこちらとしては受け止めているつもりでございますけれども、その中で1つ手法として、W i - F i 環境でなくてもモバイルルーターで、もしかしたらその代替ができるのではないかと、そんなことも含めて今検討しているところでございます。

田中委員長：ありがとうございます。それではそういう状況の下で、今回この諮問を受けて我々検討するということを考えたときに、令和5年5月には最終答申を目指して、それ以降の政策や事業に対してそれが生かされる。そういうことを前提にやるわけですけれども、ただコロナの状況であったり、他市の状況がかなり変わってくる可能性もあるので、場合によっては来月ちょうど武蔵市の事例を基に、W i - F i をテーマにした研修になりますので、それを受けた上での令和5年5月の答申に向け

てと、当然その流れではありますけれども、W i - F i 環境とか今のお話あったモバイルW i - F i とか、その辺のネット環境のことについて公運審として緊急提案とか提言とか、そういうのを途中で何か出したっていいですよというのも変ですけど、審議会としては出したければ出すので、それを受け止めてどうされるかというのはありますけれども、それは事務局ともうまく調整しながら、多分公民館課とか教育委員会としては、やっぱりできるだけいい環境にということで考えていただいていると思うので、それを我々は後押しするような形で何か提案でも出せれば、それもいいのかと今、聞いていて思ったのですけれども。

委員：W i - F i が全てだとは思わないのですけれども、でも、ほぼほぼ毎回W i - F i の話が出ています。これを全体の公民館だけでなく、予算の割り振りとして審議会のほうで議論の中に入っているのであれば、やるやらないというのはいつ決まるのですか。市議会が一旦クローズするときありますよね。期間が終わる。市議会が一旦終わると、そこでやるやらないはいずれにしても決まるのではないですか。決まらないのですか。

事務局：何か新しいことをする場合には必ず提案というか、報告や提案を出します。予算が伴う場合には予算特別委員会にお諮りするということです。

委員：それはもう出されている、出されていない。

事務局：今回はモバイルルーターの対応ということで、来年度予算に今、公民館で設置しているモバイルルーターの数を増やして公民館で使えないかという予算計上はしているところです。

委員：5つの公民館全部でモバイルW i - F i を使いましょう。

事務局：モバイルW i - F i 。モバイルルーター。

委員：モバイルルーターでは僕が理解する限り発信はできないと思うのです。W i - F i がつながって例えばいろいろな情報を見ることはできると思うのですけれども、何回かお話があった若い方にもっと公民館を使ってもらって、若い方はいろいろ、例えばY o u T u b e ですか、ご自身もいろいろな趣味だったりお仕事だったり発信したいという意向が今すごくあると思うのですよね。その発信するということに関して言うと、モバイルルーターでは無理だと思うのです。だからW i - F i をしませんかというお話を、ほぼほぼ毎回しているような感じなので、やるのかやらないのかを、できるのかできないのか一旦結論が出れば、できないのだったら代替えとしてどうするのというお話になるのではないかなと思うのですけれども、その辺がぐずぐずしている感が僕個人的にあります。

中委員長：ごめんなさい、ちょっと整理しましょうか。まず今お話があったモバイルW i - F i 、17ページに提案のあるモバイルW i - F i については今増強を進めていただいているという理解でいいのですよね。そのモバイルW i - F i とここで書かれているのはいわゆるこれぐらいのもので、ノートパソコンをそこにつなげばインター

ネットを使える、そういうモバイルルーターですね。若い人というお話の中で、例えば若い人のグループが公民館に来て何か発信したいときに、そのモバイルルーターを借りてやればインターネットにつながるので、発信はできるわけですね。問題はグループがたくさんここで利用するときに、数が足りるかという問題なので、館全体でW i - F i 環境が整っていれば、何団体来ても使えるということなので、その辺の違いがあるのかなとは思いますが、今の坂本委員の話の発信というのはどういう。

委員：お話はそのとおりだと思います。ですから多分モバイルW i - F i を計画として何台買おうとされているのか分からないのですが、モバイルW i - F i を例えば100台買うのだったら、W i - F i でこのLANを引いたほうが圧倒的に安いし、効果もあるのではないかなと思いますけれども。

田委員：次に聞こうと思っていたのはそれなのですが、今どれぐらいあるのですか。

事務局：W i - F i 環境としては実際に設置するのと、ルーターとやり方の違いだと思うのですが、値段はピンきりで、例えばモバイルルーターでもギガ数にもよるのですが、安くできるやつもあるので。ここについては、課長が予算計上しているという話をしたのと、これから議会で審議をして来年度予算につくつかないという話になるので、この話はまだここではできないのかなと思っています。仮にモバイルルーターを何台か入れたとしても、本当にこのモバイルルーターを使わなければいけない人たちはどういう人たちなのか。例えば、なかなか対面の形でこちらに来られない人とか、そういう人たちがいるグループの人たちとか、何かやはりそこには一定使うための基準も作る必要があると思うし、皆さんが十分に借りられるときに借りられるよという状況だけふんだんにそういう環境が整っていればいいのですが、必ずしも今は何とも言えないのですが、そうとも言えないので、そんなことも踏まえながらやはり考えていく必要があるのかなと思います。

田委員：分かりました。それではすみません、私がよく理解してないので、現状をまず確認させていただきたいのですが、本多公民館では館内部分をW i - F i が使える環境なのでしたか。

事務局：本多公民館では4か所で公衆W i - F i は使える環境が1階と2階それぞれあるのですが、そのほかにモバイルルーターを持っております。

田委員：モバイルルーターは何台。

事務局：G I G Aスクール用に今は持っている。来年度に向けて公民館で使えるようにということ。

事務局：現状は各公民館で5台ずつ。5台というのは各小学校が今G I G Aスクールということで、タブレットを子どもたちは持っています。そのタブレットを例えば持ち帰って勉強するときに、なかなかお家の中では勉強できる環境がないお子さんもい

らっしゃるかもしれない。そういう方たちは公民館に足を向けるという意味でも、公民館にモバイルルーターを設置してそこで勉強していただく。環境がないお子さんたちのため、あるいはこちらから見れば公民館に足を向けてもらうため、そんな意味で5台設置をしている状況でございます。

委員：階ごとにWi-Fiが設置されているというお話は、単純に受付に行ってパスワードを聞いて、2階で使いたいのですけれどもということで、パスワード入れて使える。こういう状況ですか。

事務局：公衆Wi-Fiはその場所に行けば、誰でもご自身のスマホ等につなげることができます。モバイルルーターはどの部屋でも使うことができます。

委員：ちなみに僕の今これですね。国分寺シティフリーWi-Fiというのにつながっているのです。そのお話ですか。

事務局：そうです。

委員：ということは別にここじゃなくても駅でもこれつながりますか。

事務局：そうです。

委員：国分寺市のフリーWi-Fiですね。

事務局：その場所ごとに。

委員：届く範囲は、公民館全部に届くわけではないのですよね。そもそものフリーWi-Fi, Wi-Fiを入れた目的というのは災害時のため。だからここに入れたのですね。だから全ての公民館に入っているわけではないということですね。公民館に入ったのはここだけですね。ただ、公民館の中でも届くところと届かないところがある。

委員：電波が届くエリアの範囲内しかいけないから。当然全部届くのであれば、それをカバーするように館で入れていかなければいけないから。それは移動できるのですか。

事務局：固定です。

委員：固定になっているわけね。じゃあ、その場所に行かないと駄目ということね。それを動かせれば使う部屋に持っていくのも可能ですけれども、くくりつけであればそこに行くしかない。

事務局：それができるのがモバイルWi-Fi, モバイルルーターになります。

委員：分かりました。

中委員長：そうしましたら今、各公民館のモバイルルーターというのは子どもたちが優先ということで、子どもたちの利用がなければ公民館利用者也使える。

事務局：モバイルWi-FiルータについてはGIGAスクール用として設置していますので。

中委員長：一般の公民館の利用グループは使えないわけですか。

事務局：今のところは。

中委員長：ということは本多公民館以外では今、公民館利用者はWi-Fiを使えない状態

ということですね。今、予算化しようとしていただいているのは、公民館利用者ということで、まだ数は言えないというお話でしたけれども、おおまかに各公民館何台かずつ置けるような想定して予算等を計上していただいているということですね。分かりました。ということは、市の考え方としてはそのモバイルルーターを何台かずつ公民館に入れることによって、学習グループの利用状況とか、貸し出す状況なんかを見ながらニーズを確認して、次のステップに行こうというお考えですか。そう理解していいですか。

事務局：だから、当然モバイルルーターを入れるについてはお金がかかります。何ギガと決まっていて、それを1か月利用すると1台当たり幾らかかかるわけですから、費用が発生するので、ここをやはり使う方に対して公平性を担保するといいますか、本当にモバイルルーターが必要な方に優先的に貸し出すとか、そういった基準はやはり作っておく必要があると思います。

田中委員長：そうするとあるグループが来て使いたいと言って、はいどうぞというわけにはいかないと思うのですけれども。

事務局：ふんだんに数があれば。

田中委員長：それはそうですね。限度があるので。必要な人はどういう人なのか。そこはこれから検討する。

事務局：検討するところです。

委員：今の話だと優先順位は子どもさん。

田中委員長：それはG I G Aスクール。

委員：そうではなくて今言ったようにG I G Aスクールだけじゃなくて、家にネットの環境のない子どもはこっちでできるようにするために置きますよと言いましたよね。

田中委員長：それはG I G Aスクール用です。

委員：G I G Aスクールだけなのですか。

事務局：5台についてはそうなのです。それは今後も継続するし、多分5台丸々使っているという状況はこれまでもなかったと思います。

田中委員長：今お話あった新しくこれからモバイルルーター入れようというのは子どもたちではなくて、公民館利用者全体ですけれども、その必要性の優先順位を考えながらということです。もともと田中副委員長からのご質問ですけれども何かありますか。

田中副委員長：私がちょっと心配したのは、これは都公連の委員部会に全部読んでいただいたのですね。各市へ持ち帰って、持って帰ったところがもう優先して先にW i - F i 設備の予算を取りましたという話が多いのですよ。ところが本家本元の国分寺市はどうなっているのと言われたのですよ。要望はしていると思いますけれどもという程度しか言えないのです。どういうふうに進んでいるのかというのがさっぱり見えてないので、それを確認した上でこれを答申にしていけないといけないので。だから

どうなっているのですかということを、正直に話していただいて結構なのです。まだそこまで進んでませんと、予算にも上げていませんと。いや、1回上げたのだけれども断られましたとか、いろいろあると思うのです。そういうことを言ってもらわないと、我々も先に進めないのですね。じゃあ、いつなのかな、待っていますと言ってじっと待っていたら、半年たっても予算化されない。今年の予算はまだか。じゃあ来年度。じゃあ、この答申どうするの。これでは困るから今質問しているのです。そういう設備がないものという前提でこの答申をしていくのであれば、それなりにやっていきますよ。ところが今みたいな話だと、一応予算で市のほうにぶつけてこういう体制でやっていくつもりですという内容がちょっと出てくるとなると、では、それを待って答申したほうがいいのかとか。あるいはそれを前提にこういう答申をしましたとするのか。そんなことが進んでないのに、それを前提にと言ったら、運営審議会が勝手に前提としているということになってしまうといけな。その辺を逆にはっきりしてもらわないと、せっかくの我々としてもいい諮問だと思っているのです、内容的には。こうあるべきだなとは思っているのですけれども、材料をちゃんとその辺を整理しておかないと検討のしようがない。全部それを運営審議会に検討しろと言ったってそれは無理だよ。

事務局：私どもとして市当局にぶつけたけどという、そういう考えは持ってないです。諮問を受けました。教育委員会と市長部局との違いはありますけれども、これは市全体として受け止めているものですので、今予算の中身はちょっとお伝えしてしまいましたけれども、それについてちゃんと予算化されればその時点でご説明いたしますし、答申についてはしっかりと受け止めて、いろいろ条件がある中で最大限努力をしているということです。市として。

田中委員長：そうするとまとめて確認すると、17ページの③にあるフリーWi-Fiの設置増強と、モバイルWi-Fiの活用とあるうち、モバイルWi-Fiの活用については今、予算化が進みつつあるという理解でしたか。フリーWi-Fiについては今のところまだ具体的な予算化の状況にはなっていない。

事務局：そうですね。皆様に使っていただくフリーWi-Fiではなくて、あくまでここにあるのは光プラザのところもそうなのですから、災害用のWi-Fiということで、それを使える範囲で使っていただいています。ただ、多分1時間で切れてしまうのです。そういう運用になっています。

田中委員長：分かりました。現状はそうだといいです。それではほかにかかがでしょうか。今の関連でもいいですけれども、何かありますか。

田中副委員長：この諮問とは違うのですけれども、関連が出てくるとは思うのだけれども。今くぬぎ教室をやっていますよね。3館ですよね。前にやっていた恋ヶ窪の増本さんかな、それと本多はどなたがメインでやっているのですかね。分からないですけれども、いずれにしても弱体化してきてしまっていますよね、くぬぎ教室の事業をやるにしては。

事務局：とは思わないです。私は前のことは分かりませんが、今年度についても、
しっかりやっているとします。

田中副委員長：言い方が申し訳ない。くぬぎ教室の事業案というのは、我々は知らないですね。
4年度の事業案というのは、どういうふうに行っていくのかというのは知らないです。
だけでも運営審議会としては知らないといけませんですね。令和4年度はこういう
事業計画。ということは、ここで事業報告しますよね、本多でね。報告した後に新しい
計画も当然出てきていますよね。

事務局：これからだと思います。

田中副委員長：私が言いたいのは何かといたら、今3館でやっていただいているのだけれども、
くぬぎの事業がだんだんしぼんできているのではないかという気がしないでもない。

事務局：具体的にどのようなことでしょうか。

田中副委員長：だって一説には運営審議会でも応援してもらえばいいではないかという話が出てき
たのです。誰が言ったのか分かりませんが。協力ならいいのだけれども、事業計画
そのものを運営審議会の委員に頼めばいいのではないかという意見が出た。おかしい
じゃないか。

委員：どこですか。

委員：公運審はそんなところではないのではないの。田中副委員長のところに言ってくる
人がはき違えているのではないの。

田中副委員長：委員長に言えないから俺のところへ問合せがあったのだと思うのだよ。

委員：そうだけど、委員長にしても副委員長にしても、公運審はそういうところではな
いということを認識してないこと自体がおかしいよね。我々はそんな市の事業の運
営を携わる場所ではないから、そんなのぶん投げられたらとてもじゃないけれど
も我々やってられないよね。できないですね。

田中副委員長：やるかやらないかではなくて、そういう話になっているということを言いたい。
そんなことを一切聞いたことないのに。

委員：何でそんな話になるのかね。

委員：ちょっといいですか。くぬぎ教室を対応している公民館から見ると、決して衰退
しているような感じはしないです。というのは私たちが直接関わっているわけでは
ないけれども、応援の依頼が多くなっています。多くなっているということは、
多分1年間の計画、くぬぎ教室の計画の中で活発に活動しているから、こちらのほう
にさらに応援してくれということによって来ているのではないかなと思うのです。申し
訳ないけれども、田中副委員長のどこからどれがこうなっているか分かりませんけ
れども、そこに置かれている立場からするとそんなに衰退していない感じはいたしま
す。

委員：光はくぬぎをやってないからよく分からないけれども、やっているところはサポ
ート委員会に対して、ちょっと手を貸してくれというのは、僕はあっていると思う

のだよね。そこをはき違えているのではないかなという気がするのだけれども、サポート委員会イコール公運審だと思っているのではないの。だと僕は思うけどな。

委員：本多で私は15年ぐらくぬぎのスタッフをずっとやっています。その話がどこから出てきたか本当私は聞きたいです、本当に。全然衰退しているという感じはない。活動はみんな一生懸命やっています。今年と去年に関しては国のほうからのお話があったくぬぎカレッジを2年間やって、そちらも2年間これで終わるのですね。そこで出た成果と来年度以降のくぬぎ教室にどう関わっていくかという話をずっとしているところなのですけれども。

田中副委員長：いや、決して責めて話をしているのではなくて、弱体的に見えたというのは私個人の見方で。だからそうでなければそうでいいわけで、当事者がいや、そんなことはありませんよということを書いていただければ、それはもう公民館事業として非常にベターだなと思うのです。もともと私はくぬぎ教室とか何とかというのは、公民館の仕事ではないと思っていたのです。僕自身です。福祉協議会だとか福祉系のところがメインになって公民館はお手伝い、協力者としてやるのだったら私はよかったのかなと思っていたのだけれども、残念ながらもう公民館で、国分寺市の公民館はこういうことをやっていますよという存在価値がどうか分かりませんが、手がけてここまでやってくれた。決してマイナスではない。プラスで展開してきたと思うし、ほかの市から見ると、よく国分寺市さんは公民館としてそういう事業をやっていますねと言われます。非常にベターでいいなと。今、障害者というのは登録されているのが500人ぐらいですかね。市のほうで、それはどうですか。

委員：そうだと思います。

田中副委員長：ですよね。そのうち今本多が30人ですか。恋ヶ窪が20人。

事務局：定員ですか。定員は20人。

田中副委員長：それから並木も20人ぐらいでしょう。30人と20人、70人が利用しているね、今ね。ほかの430人というのはどういうふうになっているのかなというのが分からない。

委員：でも、毎年毎年くぬぎ教室に関しては募集をかけるのです。

田中副委員長：あくまでも公募ではないけれどもそういうふうに出して、来てくれる人数で対応している。

委員：そうです。ただすごくたくさん今500人とかいますけれども、くぬぎができた当時は、そういうお仕事をするとところは少なかったと思うのですけれども、今いろいろな福祉施設でやったりしているので、そこにいっぱい行っている人たちもいるので、全然放ったらかしにしているとかそういうことではなくて。

委員：ボランティアで行ったことあるけれども、結構国分寺市の中でそういう方をサークルでちゃんと面倒見てもらえる方もいるから、公民館だけでないから、全体的には公民館側ではそういう人たちのカバーをやっているから心配ないと思う。ただ、どの公民館でやっている、当然枠があるわけだから、700人もとても公民館で対応

できないからね。たまたま来られる人がやっていることであって、市の中ではやっていますよ。

田中委員長：よろしいですか。今諮問の話をしているのですが、関係があるとしたら諮問文のほうは、世代というところで考えているわけですね。そうではなくて例えば今出た障害者の方であったり外国人であったりというところでつながる範囲を広げるかどうかは、審議会の議論の中で考えていけばと思います。それでは時間にも限りがありますので、この諮問文についてのご質問あるいはご意見について、何かほかの方ありますか。

事務局：第2期から関わらせていただいていますもとまち公民館の久保でございます。第1期、第2期、第3期と諮問文前段にあるように書かせていただきました。中でも第2期のサードエイジの部分の地域デビューと子どもを主役とした地域活動の展開というところからスタートして第3期に行こうと思ったところに、コロナが襲いかかってきたという形になります。第2期の答申のうち、サードエイジについては今も各公民館でコロナ禍でありながらも進めているところでございます。ただ問題は子どもを主役とした部分なのですが、大きく2つの柱がありました。PTA連合会と組んでやる部分と、子どもを主役にした国分寺かるたというのがありました。PTAについては今もやっていますので問題ないのですが、何分コロナという部分を見ると、さすがにかるたで事業展開するのは今は厳しいという状況があります。それも踏まえて（1）では幼児から若者の世代、要は10代、20代を含めて考えてもらいたい。第2号については確かに市P連とはつながったけれども、具体的な子ども・子育ての現役世代、30代、40代を中心とした方々の利用はまだまだ少ないという部分をやってもらいたい。60代以上はどうなったのかといえば、第2期で答申していただいたサードエイジの部分が今も反映されていますので、その部分は取りあえず大丈夫だと。ファーストエイジ、セカンドエイジ、サードエイジを包括した部分を第3号でやっていただきたいという形になります。諏訪委員辺りが多分おっしゃると思うのですが、当事者がいないじゃないかという部分があります。例えば実際に若者が若者に聞いてみないと、何が公民館の魅力なのか分からないわけですよ。働く世代は働く世代で実際に聞いてみないと分からない。なので、その部分を含めた上でご検討願えればと思います。補足になります。

田中委員長：ありがとうございました。今のとても分かりやすい説明で、（1）、（2）、（3）はそういう関係にあるわけですね。10代から20代が（1）、30、40代（2）、第3期の世代も含めて全てがつながるというのが第3期。当事者がいないという件については、場合によっては、どう選ぶか分かりませんが、我々がヒアリングするとか、来ていただいてワークショップ的にやってもらうのもいいかもしれないし、若者たちの意見交換の場を作って、それを我々が勉強しながら考えるのも必要かもしれないですね。

委員：1 番，2 番は前からそう思うのですけれども，やっぱりそういう人たちに聞かないとできないと思います。はっきり言って申し訳ないのですけれども，もう我々も 80 代近いような人が，小学校に至っては 60 年以上前のことですね。時代が全然変わっているわけです。10 年，20 年，10 年違ったら変わってしまっている時代ですから，そういう人たちの実情を踏まえた形でないと，実のある答申なんかは絶対できないから，そういう機会を数多く持つようなことをやっていかないと，これはできないと思います。私は無理だと思います。

田中委員長：そうすると（１）（２）の一番関わりが近いとなれば諏訪委員ですが，何かその辺りどうでしょう。当事者の意見を聞くとか，そういうことについてアイデアがありますか。

委員：ずっとこの 1 期，2 期，3 期の答申を読んできて理解してはいるのですけれども，そのさらに後ろにある，若者世代とか子どもたちとかが来ている状態の公民館，理想的な公民館の状態というのをどういうイメージで描かれているのかなと。そこがあった上でそこに近づけていきたいみたいな思いが多分あるのかなみたいなことを少し思って。人と人をつなぐ持続可能な公民館というのが多分そういう描いている理想の状態なのかなとは思ってはいるのですけれども，その後ろの部分の思いとして，こういう公民館にしていきたいというのは，社会のニーズとか市としてのニーズとかはいろいろあった上での理想があるような気がして。その上でどう若者に入ってきてほしいのか，どう次世代に関わってきてほしいのかという気がして，その全体の理想をどういうふうに描いていращやるのかなというのが，その上で例えば若者も，取りあえず若者が来ればいいということでは多分ない気がして，どういう関わり方をしたらいいのかとか，そこを考えていくことなのかなとは受け止めているのですけれども，その辺りがどういう形での諮問なのかなというのが。

田中委員長：諮問を出した側に対して理想的な公民館像につながるところ，どう描いてらっしゃるかを聞いてみたいということでしょうか。そうしますと館長さん連合，質問が出たのですけれども，どなたか。

事務局：第 2 期の答申で，手元にないのですが，子どもを主役とした部分でいろいろな輪の中であるという，理想とすれば，ここに書いてあるとおりの地域を含めた上でいろいろな人たちが当事者意識を持って公民館を軸に関われる，つながっていけるということが理想ではあるのですけれども，そうは言いながらも，恐らく若者の方や現役世代の方，地域のために公民館に来たいかと言われるとそうではないと思いますので，まずは来ていただかないことには始まらないという部分もあります。そこを踏まえて，どういった形なら公民館に来ていただけるのか。公民館の利用を挙げてみると，ほぼ 7 割以上が 65 歳以上というのが実際です。それを少しでも下げるような形，特に平日夜間と土日の利用について若い方に積極的に使っていただけるような流れ，あとロビーについても使えるのだぞということもありますので，そう

いった形での次の公民館像を目指していければなと思っております。以上です。

田中委員長：ありがとうございます。第2期の答申の例えば17ページから20ページぐらいに図が1つ、そんなイメージですか。異世代交流が公民館の拠点にほかの施設との連携も含め成り立っていく。ほかに館長さんのほうから何か。

事務局：恋ヶ窪公民館の現状を見ると、九小の敷地内にあって、九小の子どもたちが日々中庭で遊んでいる風景があります。それは個人利用になるので公民館利用としては若干違うのかなと思いますけれども、そこで利用されているグループの方々と触れ合ったり、またはうるさくしているときに指導いただいたり、そういう部分で常につながりができるのかなと思っています。ただ、何分恋ヶ窪公民館は敷地自体が狭いので、本来それがもっと大きな部分で、いろいろな世代が気軽に来て遊べて集える場があれば、理想的な公民館なのかなと思っています。なのでそれぞれの参加する、来る目的はいろいろ違うと思いますけれども、みんなが気軽に集えて、なおかつそこで魅力的な講座とかがあるのが一番理想なのではないかなと恋ヶ窪公民館としては思っております。

田中委員長：ありがとうございました。ほかに館長さんのほうから。

事務局：並木公民館長です。先ほど副委員長のほうからもあった障害を持った方の絡み方というか、位置づけということも含めて並木公民館はくぬぎ教室もやっているところで、そちらも含めてお話をさせていただくのですが、やっぱり障害を持った方々と公民館との関わり、今1つの説には公民館でやる必要があるのかしらという疑問もありました。それは職員にしてもまたくぬぎ教室のスタッフの方からもそういう疑問というのは出がちなのですが、やはりそもそも社会教育とは一体何なのだろうかと考えたところには、障害の有無にかかわらず、あるいは年齢にかかわらず全ての方々が集まって、個人でもいいのですが、そこで学ぶということになるのだろうと。公民館はそのための施設としての立ち位置なのではないかなと。学ぶというのはよく小学生の施設見学に来た方にも言うのですが、学校でやる算数や国語や理科、社会というのは違うのだよねという話から入ります。私個人では社会教育とは何ぞやと言うと、一言で言ったら気づきだと子どもたちにも伝えているのです。気づき、何かをしたときに、あるいは公民館を使う、あるいはそういう中で、ああ、なるほど今までとは知らなかったこと、気がつかなかったことを発見する、それが社会教育の本質かなというのは私個人が思っていることです。そういう機会を数多く提供できるというのが公民館の在り方ではないかな。そういう意味では障害を持った方の利用というのも、実は先ほどの話に戻るのですが、福祉施設ですとどうしても勉強的なものとか、何かを受ける、受け身の立場のような教育になるのですが、公民館に来たときには、障害を持った方自らが使ってくることで何かご自身が得るもの、自ら発見するもの、そういった機会になるといいなと思っているのが公民館の理想だと思っています。以上です。

田中委員長：ありがとうございました。いろいろなイメージが広がってくる。ほかに館長さん。

事務局：光公民館の館長の勝山です。光公民館、他の4館と違うところがございまして、まずほかの館につきましては図書館と併設しているのですけれども、光公民館、児童館、学童保育所が併設されています。また、すぐ隣に子ども家庭支援センターがございまして、そういったことについても、ほかの館とは違う小さなお子さんがいる環境です。それから、地下につきましてはスタジオがありまして、こちらにつきましては近隣の高校生たちの音楽活動の場というものがふだんからされている状況があります。もちろんほかの方々についても就労された後に夜活動で音楽を演奏したりとかというのもありまして、そういうところを軸にまた発展できるとよりよい環境なのかなと考えるところでございます。以上です。

田中委員長：ありがとうございました。それぞれ公民館の特色、地域性があるので、それぞれイメージを語っていただきました。本多公民館の館長は何かありましたら。

事務局：本多公民館が一番大きなホールを持っております。講座も事業もやっているところでございますけれども、関心を持っていただけるかは、企画によってなのかなというのは日頃感じているところでございます。地域の連絡も結構本多公民館は連携してできているのかなと思っております。すぐ後ろが消防署ですし、南側は小中学校ですし、民生委員さんとかいろいろな方が本多公民館で連絡を持ててすごくありがたいなと思っております。そういった地域の人たちが本多公民館を中心にますますつながって、何かあったら公民館に行こうよとか、ホールで音楽やろうよ、ダンスしようよと気軽に皆さんに来ていただける。それが何歳だからではなくて、親子でも来ていただきたいし、おじいちゃんとお孫さんでもいいですし、今、異世代交流事業をしまして、親子でも参加できますし、いろいろな世代、教える側の方と教わる側の方、まさにおじいちゃん世代とお孫さん世代という組み合わせもあります。本当に休みになったら普通は遊園地に行こうとか、別のところに行こうと思う方は多いかもしれないのですけれども、面白そうな事業、講座やっているね、ちょっと行ってみようよみたいなことが増えていって、気軽に皆さんに利用していただける姿がいいなと思っております。今コロナで夜間の利用が減ってきておりますので、音楽活動の方が若干来ていただいているようなのですけれども、本当に若い音楽グループの方もどんどん来てもらいたいなと、つながっていけばいいなという理想を持っています。

田中委員長：ありがとうございました。それぞれ語っていただきましたけれども、諏訪委員、いかがですか。何かありますか。

委員：その前にいいですか。(1)(2)芽は本当にあるのですよね。実際にこれから話すことは、小さいサンプルなのに物事を大きくしゃべっているかもしれないので、その点はちょっと差し引いていただいて結構なのですけれども、先ほど本望館長がおっしゃられましたけれども、並木公民館、私は農業体験講座とか、それからお囃

子の講座とか、サポート会議で学習支援なんかやっているのですけれども、反省会とかその後に出てくるみんなで打ち合わせしていると、必ず出てきているのが、親子でやったらどうなのか。そういうふうにも子どもたちもいろいろ来ています。お囃子も最近十小の小学生が3人ほどレギュラーでやってきたのですね。それから農業でもお父さん、お母さんが送り迎えに来るのだけれども、実際に一緒に畑で収穫なんかしたら面白いだろうな。そんな話も出ています。それから学習支援でも今年昨年やったのですけれども、それは大人が聞いたほうが面白い。多分家に持ち帰ったら話題になるだろう。そういう芽がものすごくあるのですけれども、結局それが次につながらないまま来ているところがものすごくあるのですよね。それが何か。例えば市の公民館の予算なのか、ないしはそれを提供できる場所がないのか、ないしは時間がないのか。それから職員の方たちの体制とか制度とか、そういうのがあるのかどうか。そこら辺を今回諮問の中で、具体的にこういうふうに変わったらいいいのではないかというものも出せるような気がものすごくするのですよね。そんな感じで芽はものすごく皆さん持ってらっしゃるのですよね。ただ、その芽が自分の中でしぼんでしまったままどこかに出さないで、形にしていなくてものがものすごくあるような感じがするのです。あまり金をかけないでそういうことができるようなことは必ずあるのではないかと私は個人的に感じています。ちょっと小さいサンプルでオーバーに言っているかもしれないけれども、その点マイナスに考えていただいて結構ですけど、そんな感じはします。

田中委員長：ようするに芽はあるけれども、それが幹になりまた花を咲かせ実をつけるところまでもっていけばいいな。その道筋を我々が答申で。

委員：今おっしゃった言葉を借りるのですけれども、何かやるには子どもさんを対象にやるのが一番共感があるのですよね。ということは子どももやると親が必ずついてくるのですよ。ついてくると親が公民館を知っていただく。今度はそれにつられて親が横につながってくるので、こんな言い方したらおかしい、子どもを餌に親を釣るとかね。私は昔からそういうことを言っているのですけれども、小さいお子さんを持っている方に、どういうことをやれば公民館に来てもらえるの、やってほしいのということを私は聞いてみるとあると思うのですよね。

田中委員長：それはどういう世代に。

委員：幼児とか小学校ぐらい。親がついてこなければならぬわけ、親が同伴しなければいけないようなものを取りあえず重点的にやっていくと、親子が来るわけだから、一気に10代、30代が同時に来るわけですね。そういうところから逆に広げていく手はあると思うのです。

事務局：もとまち公民館長です。各公民館とも小学生向けの講座ってあまたやっているのです。ずっと続けてきました。何が起こっているかというと、確かに小学生のうちは親も、特に低学年の場合ついてくるし、いいと言えはいいのですけれども、中学

に入った途端に部活その他で途端にぱたんと閉じるのです。高校になっても閉じたまま。大学生も来ない。社会人になって少しずつまた戻って来るという状況があり、確かに中高大と公民館に関心がないからしょうがないことなのですけれども、彼らを公民館に振り向かせるためにはどうしたらいいのかというところを考えていただくとうれしいです。

田中委員長：とても大事なポイントですね。重要な議論になってきました。

田中副委員長：もとまちで「けやきの樹」1月15日号の裏を見ていただくと、防災動画プロジェクト、学芸大学生と動画を作って地域に広めよう。対象が中学と高校生。非常に期待しているのです。どういう結果が出てくるのだ。こういうもので子どもさんたちがひきつけられて、公民館に来て、作った動画を小学校でもう一回映写すと、これは参加してくれた子どもたちがこうやって動画を作りましたよという内容でやっていただくと、非常にそこでまたPRになると思うのです。こういった講座を増やしていくということが必要なのですね。特にもとまちではいい経験しているのですけれども、市民が来る講座で学芸大学生にアイデアを出してもらって、企画を出してもらってやっているのですけれども、子どもさんたちが大学生にくつつのです。お兄ちゃん、お姉ちゃんと。楽しみで参加したくなります。だから、こういうものを講座としてやることによって、大分違ってくるのですが、1つの例ですね。たまたま中学生を対象に昨年やったのですけれども、その子どもさんたちが企画したものを逆に今度は講座を開いてあげる。お互いどんどんリンクしていくと、いつの間にか増えていく。ということで、こういったものも1つの例ですね。だから意外と国分寺の公民館はやっていると思うのです。やっているのだけれどもどこが悪いのか、何が悪いとか、それをちょっと詰めたいたいと思うのです。意外といろいろな企画やっているといます。

委員：中学校、高校で自分たちが活動していることを発表したい。学校から外に発信したいと思っている人がいたら、それを公民館で発信させてあげる。場所を提供するから、呼んであげるから発表しなさいよという場を作るような、そういうこともできる。学校で話しをすれば、そういうこともできるかもしれないわけですね。

田中委員長：そうですね。

委員：今年度から参加させていただいているので、諮問というのは初めてなのですけれども、今皆さんのお話を聞いていて、自分がどういうふうに公民館とかを使ってきたかなと考えたのです。たまたま学生のときにボランティア活動を始めて、そのときにできたのがもとまち公民館。ちょうどもとまち公民館のそばに対象としている障害者の方が割と多く住んでいたのも、もとまち公民館をずっと使っています。たまたまもとまち公民館の講座に参加していたかというところ、多分参加はしてない。皆さんからいろいろな行動をやっておられるというのを聞いたのですけれども、多分講座に参加しているのもお客さんとして行っているという視点で、公民館を使うとなる

と主体的に何かをやっているというところで、その橋渡しをどうするかだと思うのです。ですから例えば小学生向けの講座をやったとしても、お客さんとして来ただけで、その講座に参加していることは公民館の利用方法を理解できているかという、そこはちょっと違うだろう。その切り口をきちんと押さえないと、お客さんとしていくら呼んでも、主体的になかなかなじみにくいかなと思ったりするのです。そうやって考えたときに、公民館は基本的に団体利用ですよ。ですからそこにどう個人的な利用を入れていけるかということになるかなと思ったりしたのです。結局子育てをやっているときも、もう自分のことで手いっぱいなので、大体それが終わったぐらいから、じゃあ、いろいろな地域のことを考えようと、やっと視点がそこに向くぐらいの流れでいうと、それぞれ世代がというと非常にハードルが高いなと思って聞いておりました。

田中委員：ありがとうございました。総合の中のどこに焦点を当てるかという、今とても大事なことを言われたと思います。もともと公民館では講座とか学級に参加している方、これはいわばお客さんみたいなものですが、修了生でまたグループを作って、今度は主体的に使うという流れを随分大事にしていたと思うのです。ただ一方で牛田委員みたいに始めから主体的に使っていた方もいらっしゃるし、また子ども世代についてはどういうふうに考えているのか。団体利用と個人利用の違いとか、その辺いろいろと論点として大事なこと言われていますので、その辺を含めて検討できればいいかなと思いました。それではそろそろまとめに入りたいのですけれども、まだ何かご意見ある方おっしゃっていただきたいと思います。

委員：私なりに言わなかったもので。諮問の内容について皆さん言われたとおりなのですが、私は恋ヶ窪から来ていますけれども、利用者としては、団体利用としては本多公民館を使っています。月1の第4金曜日の夜間なのですが、20代から80代までの仲間が来てやっているのです。自分たちの研修の場として利用させていただいているのですが、そういう団体利用もあるということがまず1つ。そこで研修してあって、教員なのですけれどもね、みんな。現場に戻っていい実践ができるようにするというので、月1回の勉強会がとても重要なのです。ですが、ここところコロナで集まれなかったのですが、幸い今回は夜間中止にしないということだったので、大変よかったし、あともう1つは視聴覚室を利用できるので、人数制限してわずかな人数で、Zoomでやるということで、ハイブリッドで対面で参加できる人もおり、遠くから来る人、国分寺市民ではないのだけれども、遠くからZoomでなら参加できるという方もいらっしゃるから、そういう意味ではすごくよかったです。だけど、一番困ったのは、それをどう映し出すか、スクリーンは視聴覚室にはあるのですけれども、例えばほかの部屋だったらスクリーンがなくて昔の旧態依然としたスクリーンを運ばなければいけない。それからテレビがブラウン管テレビで、ブルーレイディスクなんかもちろんないし、本多公民館ですらそういう状

況なわけですよ。だからソフトな面でいろいろ工夫しましょうと、どの館でも頑張っていますよね。だけどそれを実現のためのハードが前近代的で、前にも多分言ったかもしれないのですけれども、そういう状況だからこれを何とかしていかないと、理想的な公民館活動に一步でも近づくためには予算措置は必要ですよ。Wi-Fi ももちろん必要だけれども、こんな旧態依然とした公民館の施設ってあるのだろうかと思います。それからプロジェクターだって本多公民館は何台あるのですか。2台ですよ。そういう状況ですから、自分たちで運んでくるのですよ、プロジェクターだって。

中委員長：ありがとうございます。

委員：この間日野市であった、公民館をいかに伝えますか。あれに行かせていただきました。ちょっとだけ感想として。小金井の公民館の方ですかね。スガヌマさん、おいでになってお話しされていたのですけれども、小金井の公民館が70年ぐらいたって、スガヌマさんご自身も15年ぐらい活動されている。やっぱり長いご経験と歴史と興味深いお話だったのですけれども、結局というところであれですけれども、やっぱり悩まれているポイントが全く同じです。若い方が集まらない。集まるって変ですね。若い方がなかなか利用されないというお話があって、結局それもずっとそこはある意味永遠の課題なのかなという感じを持って聞いていたのです。もう1つ貫井の北センター、大変おしゃれな。あれはこれからできるのですか。貫井北センターのお話があった瞬間にものすごく質問があったのです。やっぱりすごく今の時代に合ったオープンスペースだとかいろいろなスペースの融通が、利用目的によって変えられるとか。もちろんネット環境とかいろいろ全てそろったもので、ああいうものができたら本当にすばらしいなと思うのですが、やっぱりそこに一足飛びに行くこともなかなかできないと思ったのです。今、私もそのとおりだなと思うので、やっぱりハードもソフトも両方新しくしていかないと、なかなかやりたいことがたくさんあっても追いついていかないのだろうなと思ったのです。お金の問題もあるので、まずはソフトのお話かなと思いますけれども、1つ1つやっぱりクリアしていかないと、さっきのWi-Fi の件もそうですし、前回お話あった予約のときに、午後の時間が長過ぎる。もう少し分割してもらえたら利用できる方の数が増えるのではないかみたいなお話とか、ああいうことは決まればすぐできるお話だと思うのです。そういうことを1つ1つクリアしていかないと、やっぱり何十年たっても同じお話をもしかしたらしめているかなという気がして、若干そこに関してはぞっとしたのです。一応参加させていただいた感想を含めて。

中委員長：ありがとうございます。

委員：いろいろとお話を聞いていて、確かにおっしゃるとおりに子どもたち向けはいろいろとされていて、子どもが公民館にはそれなりに足を運んでいるというのはあるのかなと思うのですけれども、やはり諮問のところにある2番目の現役世代という

のは、多分子どもの付き添いで行っても気持ち的には子どもの付き添いでしかなくて、それ以上にならないというのはあるのだろうなということを思っていたときに、先ほど並木公民館の館長さんが、社会教育の本質は気づきを得るところだ、学び舎だという話をされていたときに、現役世代はやっぱり何を学びたいのかとか、公民館での学びをどの程度求めているのかとか、それを求めているのであればどういう学びなのかみたいなことが、もしかしたらすごく肝になるというか。先ほど挙がっていた2期のところを見ていくと、恐らくサードエイジの方々にとっての学びというのはどういうもので、それに対してどういう取組をするかみたいなことが多分書かれていて、そういうことがされているのかなと思うのですけれども、逆に言うと現役世代の学びは、特に地域においての学びとか、公民館を活用しての学びとは何なのだろうかみたいなことの答えがあまり見えてないのかなということを少し感じたところがあって。そこで多分PTAとの連携みたいな話があったかなと思うのですけれども、そこが公民館の保護者世代の学びというテーマは確かにあって、その中にPTAとの連携という話が行われてはいるので、全く何もしていないということではないのかなとは思っているのですけれども、今もやっているのはPTAとの共同講座を開催しているというところにとどまっているので、そこが先ほどおっしゃっていたように、公民館でやっている講座にあくまで参加するというところでとどまってしまうので、ここに参加をしている保護者世代だったりとか、現役世代の人たちが次の自分たちの主体的利用なところはどうつながっていくのかとか、そういうことが重要になるのかなというのを少し、特にPTAの協力というのもあるので、そこは改めてお話を聞きながら感じていて。諮問の言葉の中に学びという言葉が入ってなくて、人と人をつなぐ持続可能な公民館活動とあるのですけれども、公民館は学びの場なのかな、どうなのかなと。活動をするグループだけ活動する。活動しているということ自体学びでもあるとは思っているのですけれども、そこは少し逆に学びみたいなものを丁寧に考えたときに、ということを少し思ったりとかした感じですか。

田中委員長：ありがとうございます。大事な点ですけれども、学習活動を通してつながるというイメージだとは思いますので、ただ今やっぱり学びを忘れるなという大事な提案だと思いますから、それはきちんと押さえて。そろそろ時間ですけれども何か。

委員：2つありまして、1つはぜひとも館長さんたちが公民館のあるべき理想的な姿を館長さんたちも話し合っていたいただきたいというのが1つ。それから先ほどおっしゃったハードとソフト。ハードは大分公民館はさびついてしまっているのではないかなと思います。というのは、公民館には利用者懇談会がありますよね。それからサポート会議もありますよね。そこに公運審もある。それからそれぞれのグループなんかがある。そこでさっき言った芽の話ではないけれども、いろいろな話題が出てきているはずなのですよ。それを汲み取ってくれるところが、そういう意

味でのソフトが足りないのではないかというのをものすごく感じます。だからいろいろな声が出てきている。それを1つでも2つでも実現したら面白い話が、面白い講座が、面白い学びができるのではないかというのは常々思っているのですね。そういう意味でのソフトを柔らかくしてほしいと、柔軟にしてほしいと、そんな感じいたします。

委員：1つだけ確認したいことがあるのですけれどもいいですか。教育委員会の定例会の報告で、西恋ヶ窪四丁目の用地についての協議は保留ということでお話を伺ったのですが、第九小学校の児童数増から学級数増に伴って、恋ヶ窪公民館を利用するというのも、それも保留になっているということですか。

事務局：35人学級の対応については市として対応しなくてはいけないということで、それはどうするかという教育委員会の課題になるのですけれども、それに関して公民館の2階に当たるのですけれども、ここについては引き続き公民館はそこにおりますので、何らかの形で協力することはあるかもしれませんが、公民館の運営自体はそのまま維持していくことになります。

委員：新年度4月から急に変わるということはない。

事務局：ないです。

田中委員長：それでは今の審議事項というか、協議事項ですね。これなのですけれども、随分いろいろと論点が出てきました。この答申に盛り込むべき課題であったり、視点であったりというのが随分今、出てきているので、これは恐らく今日の議事録をまとめていただくとともに、それを次回辺りでもみんなで共有して確認するということはやっていけばいいと思います。一方でもし可能であれば、芽はいろいろあるというお話が出たので、各公民館から出ている方と館長さんとで一緒になって、それぞれの公民館に今芽としてあるいはもう実になっていてもいいのですけれども、芽から実まで全部含めて、諮問の内容に関する実態をポイントだけでもまとめておいていただけるといいなと思うので。そういうやっぱり現実に基づいてまずは議論しなければいけないので、それはどうでしょうね。次回までは難しいですかね。次回研修だから、あまり議論できないですよ。

事務局：そうですね。この定例の時間は1時間ほどと考えています。

田中委員長：ですよ。1か月は難しいですよ。次回3月はないので、4月も一緒か。4月までにじっくりと各公民館における、そういう今回の諮問事項に関する芽とか、もう既に実にもなっているとか、それを全部出していただいて、全体に共有するとそこから議論もできやすいかなと思うので、よろしいですか、その辺り。それを踏まえながら、当事者にやっぱり話を聞くという話もありましたので、実態がこうなっているというのを踏まえながら、じゃあ、若者はどうか、子どもはどうか、親御さんはどうかというのをその次の段階で調査を進めていくという考え方でよろしいですか、皆さん。大きな流れはそんなところにさせていただいて、Wi-Fiの問題

は今日出ましたので、今のウィズコロナの中でのオンラインとか、そういう活用の仕方でも当然考えていくということで進めていければと思っております。それでは、今日の協議については以上でよろしいでしょうか。どうもいろいろ活発にありがとうございました。

4 その他

田中委員長：すみません、時間がぎりぎりになってしまいましたけれども、その次、「その他」に行きたいと思います。まず事務局からご説明でしょうか。

事務局：委員の皆様、資料を本日は副委員長のほうから回覧を回させていただいております。回りましたでしょうか。そのほかにもプラスで資料をコピーさせていただきまして、配らせていただいておりますが、何か補足とかありますか。

田中副委員長：それではすみません、都公連からの報告事項ですが、4枚目はホチキス留めの2枚になっているのですが、まず1枚目が、第33回全国公民館セミナー開催についての変更となっていますが、いずれにしてもこの第33回全国公民館セミナーに、裏面にありますけれども、東大和市のお2人が参加するということを了解してほしいという役員会の話でございます。皆さんがこういう内容でやっているのだなということだけご記憶願えればと思います。それから、2枚目が第4回全国公民館インターネット活用コンクール。これも裏面に金賞から奨励賞まで印刷されていますけれども、都公連が出てないのです。東京都公民館連絡協議会が1つもないのですけれども、これはどういうことでしょうか。

事務局：もとまち公民館の館長久保です。インターネット活用コンクール審査の件なのですけれども、各公民館でいろいろなことやりましたので、検討はしました。これに応募しようと。ところが例えばY o u T u b eとかをやっている、うちの場合だと市役所の代表のインターネットチャンネルなのですけれども、それぞれの公民館で持っているとか、フェイスブックも公式のフェイスブックでないと駄目だとか、結構縛りがあって、今、国分寺の実際運用と合わなかったというところで申込みすらできなかったというところになります。

田中副委員長：国分寺市はね。

事務局：国分寺市は。あとは知りません。

田中副委員長：ほかの公民館に言わせると、こういうものをやっていることの連絡もなかったという話なので、「えっ」という内容で、次回の役員会で聞いてみますけれども、そんなはずはないなと。私も記憶ではこういうコンクールは見たことあるかなという記憶があるので、指示が伝わっているものだとして理解していたのですけれども、もう4回もやっているのだというところがありますので。そういうことで金賞から奨励賞までこういうふうに決まりましたということです。それからこれは田中委員長にご足労願ってやった都公連の研究大会です。基調講演、令和3年12月21日小金井の公

民館で、田中委員長に基調講演をやっていただいた。それ以外に課題別がありまして、まだこれからということが第一課題の1月26日「公民館にとってのオンラインとは」という内容でやるそうです。第二課題は「社会教育士の役割～いま、公民館に求められていること～」という内容で、これが1月28日、第三課題は既に終わりました。これは職員部会、この中の皆さんお受けになったかどうか分かりませんが、これは倉持先生が助言者として職員部会がなされた。それから第四課題ですが、これは我々委員部会でやりました。「コロナ禍を乗り越えた公民館活動～ピンチをチャンスに～」ということで、事例としてひばりが丘フェスティバル、西東京市ですね。それから和田幸夫さんのくにたち国際友好会WING、国分寺ではこれは学芸大の生徒さんの名前ですけれども、資料が第4番目にあります「国分寺市もとまち公民館『市民がつくる講座』～コロナ禍における学生の関わり」ということで、まとめてありますので一読していただければと思います。

田中委員長：ありがとうございます。坂本委員は先ほどご報告になったので大丈夫ですか。諏訪委員何かありますか。

委員：参加させていただきましてありがとうございました。この公運審に参加するまでは、公運審があること自体あまりよく分かっていなくて。サポート会議があって、公運審があって、公民館で運営されているということがよく分かってない状態で参加をさせていただいて。それでこの間、ほかの地域でも同じように公運審でやっている方がいて、その利用者の方が公民館の運営ということ自体にすごく主体的に関わって、地域の方がいかれているということ、そういう方々がいらっしゃって公民館は成り立っているのだとか、公民館はそういう方々によって育てられてきている部分があるのだなというのを、熱い思いを持って運営されていて、その熱い思いも引き継がれていっているという話を聞いて、そういうことだったのだということを改めて知る機会はとても興味深かったというのはすごくありました。やっぱり先ほどもおっしゃっていたのですけれども、それを次の世代にどう引き継いでいくのか。その地域の中の人たちが公民館、自分たちのものという形で一緒に作っていくというのをどういうふうに引き継いでいくのかというのは、単に利用者を増やすということだけではなくて、皆で作っていく、地域の公民館を育てていくというところの努力、どうやって引き継いでいったらいいのかというところは、やっぱり難しい部分で課題があるのだなというのを改めて感じさせていただいて、国分寺だけの課題じゃないのだなということを改めて感じさせていただいたので、本当に貴重な機会をありがとうございました。

田中委員長：ありがとうございました。

事務局：それでは、今日お配りしております今後の日程表なのですが、次回は2月25日の金曜日1時半から3時半を予定しているのですが、コロナの状況でど

うなるかですけれども、1時間は今日の定例会を行いまして、その後、武蔵野市の方に来ていただいて、武蔵野市の状況をお話しいただくと。コーディネーターを田中委員長にお願いするという内容を考えております。4月以降、毎月最後の週の金曜日を設定しているのですけれども、もしご都合が合わない委員さんいらっしゃいましたら、教えていただければと思います。

田中委員長：ありがとうございました。そういうわけで次回は1時間だけ公運審の議論をやって、残りの時間は研修ということですね。たまたま私が武蔵野市のコミュセンでWi-Fiをつけたら利用状況変わったというお話を雑談でしたところ、そこでお話を聞きたいということになったということで、今までなかったコミュセンにWi-Fiができればこう変わったというのを、コミュセンの協議会の会長さんにお話を頂き、また、もともとずっとWi-Fiの設備があって、利用が活発な武蔵野プレイスというところの館長さんに来ていただいて、その話をしていただき、実は自分自身が公民館に相当する施設で武蔵野市に市民会館があるのです。その市民会館はWi-Fiがないだけでなく、さっきお話があったプロジェクターもない。私毎回持っていつている。2つあればいいほうです。そういう話をちょっとだけさせていただいて、上中下じゃないですけれども、Wi-Fiないけれども、なかったけれどもできたこと、もともとあったところ、比較しながら国分寺の方にも考えていただきたいと思います。

事務局：並木公民館から配布物来ておりますので、皆様に見ていただくようにお配りしたいと思います。

田中委員長：では、配りながら。終了でいいですか。日程は何か問題がありましたら。

事務局：ありましたら事務局に教えてください。

田中委員長：それではすみません。7、8分過ぎてしまって申し訳ありません。途中運営悪くて申し訳ありませんでした。それでは、今日の公運審、これで終了したいと思います。資料それぞれ受け取ってお帰りください。どうもありがとうございました。

——了——